

清流公園 イベント利用の手引き

令和7年4月

福岡市

目次

1. 公園の概要	1
2. 利用対象範囲	1
3. 公園利用可能日時等	2
(1) 1日当たりのイベント開催可能時間及び公園利用可能時間	
(2) 1回当たりの連続開催可能日数及びひと月当りでの利用制限	
4. 料金	3
(1) 条例に基づく使用料等	
(2) 使用料の還付基準	
5. 利用手続き	4
(1) 手続きの流れ	
(2) 問い合わせ先窓口	
(3) 申請手続きの詳細	
① 利用申込み	
② 事前打合せ	
③ 許可申請	
④ 設営（設営完了報告）	
⑤ イベント開催（イベント終了報告）	
⑥ 撤去（完了報告）	
6. その他必要な手続き	8
7. 利用条件	9
(1) イベントの目的・内容	
(2) レイアウト	
(3) 運営体制	
① 申請者責任の明確化	
② 安全管理・事故防止	
③ 一般来園者や周辺地域とのトラブル防止	
(4) 施設利用	
① 仮設トイレ・ゴミ箱の設置及び清掃	
② 飲食物の提供に伴う対応	
③ 車両の乗入れ・駐車及び駐輪	
④ 利用後の原状回復義務	
(5) その他	
① 行為の制限	
② 権利の制限（利用権の譲渡・転貸の禁止など）	
③ 免責	
8. 許可の取消し、違反行為に対する処置	14
(参考資料) 関係法令	15

はじめに

清流公園は、天神と博多の間を流れる那珂川沿いに位置し、都心部の貴重な空間であるとともに、川面に映るネオンなどの夜景は福岡を代表する風景となっています。公園内には四季折々の花々があり、人々の憩いや賑わいの場所となっています。

また、福岡市では、那珂川沿いの須崎公園から清流公園までのエリアで、川を活かした憩い楽しめる空間の創出や回遊性向上を図るため、川に向かって開かれたまちに誘導していく、水辺を活かしたまちづくり「リバーフロント NEXT」を進めています。

公園内でイベントを開催する場合は、公園本来の機能である憩いの場としての自由な利用との調和、周辺地域に騒音等の迷惑をかけないこと、樹木や園路等を良好な状態に保全することなど、様々な配慮を行ったうえで、公園管理者である博多区役所（以下「博多区役所」という）の許可が必要となります。

この手引きは、当公園を快適にご利用いただくとともに、良好な環境が保てるよう、イベント利用時のルールを定めたものです。イベント利用にあたっては、この手引きに沿って、適切な手続き及び運営をされるようお願いいたします。

なお、イベント以外の集会や撮影等にご利用される場合は、別途、公園管理者にご相談ください。

1. 公園の概要

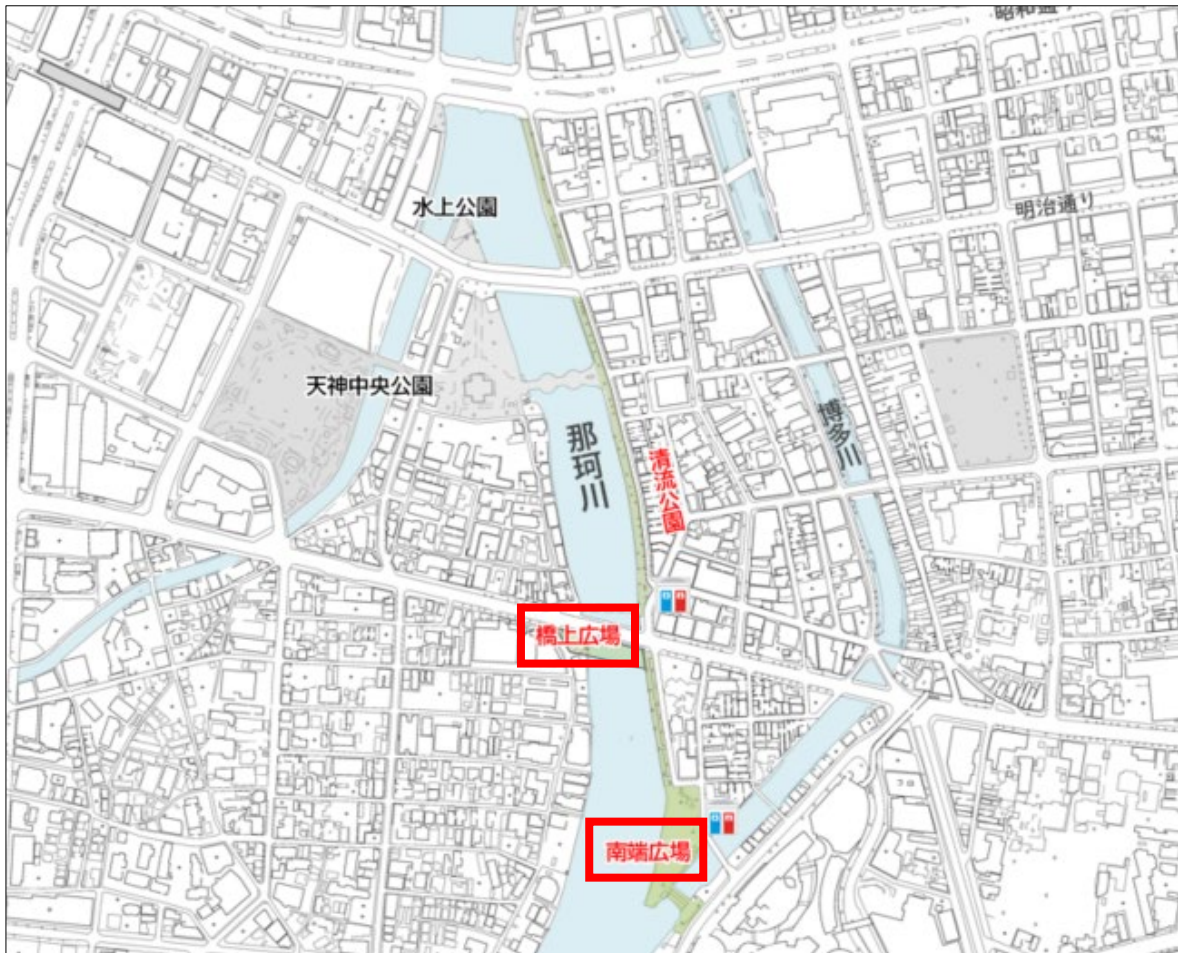
- ・ 所 在：福岡市博多区中洲一丁目 95 番地内外
- ・ 公園概要：清流公園（約 1.1 ha）
- ・ 用途地域：商業地域
- ・ そ の 他：準防火地域

2. 利用対象範囲

清流公園におけるイベント利用は、主に以下の広場を想定しています。

それ以外の空間の利用を希望される場合は、別途、公園管理者へご相談ください。

<清流公園位置図>



※トイレ（北側及び南側）は、令和7年度中に建替えを予定しています。

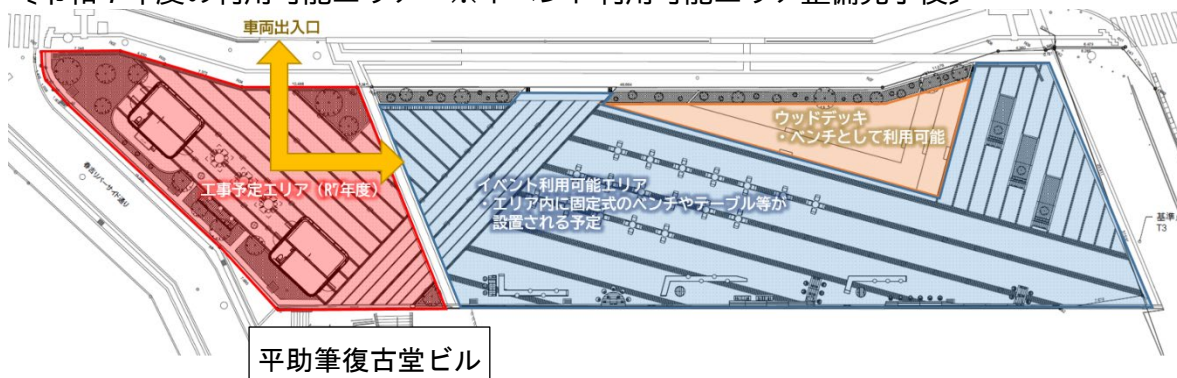
<南端広場>

※令和7年度は再整備工事により、南端広場は全面閉鎖しますので利用できません。

<橋上広場>

名称	利用可能面積	付帯設備など
橋上広場	約1,190㎡ ※イベント利用可能エリア整備完了後	・ウッドデッキ（ベンチとして使用可） ・固定式ベンチ、テーブル、植栽帯など

〔令和7年度の利用可能エリア ※イベント利用可能エリア整備完了後〕



〔その他、注意事項〕

○ 水道設備

橋上広場にはイベント用の水道設備はありません。申請者側にて持ち込み、汚水は持ち帰りをお願いいたします。

○ 電気設備

橋上広場にはイベント用の電源設備はありません。申請者側にて発電機をご用意ください。

○ 整備工事の予定

令和7年度も橋上広場橋詰部を中心に部分的に整備工事を行う予定としています。工事の進捗に応じて、イベント利用可能エリアや利用スケジュールの変更が生じる等、調整していただく可能性がありますので、ご了承ください。

3. 公園利用可能日時等

(1) 1日当たりのイベント開催可能時間及び公園利用可能時間

イベントの開催時間は、原則 9:00~22:30 までとすること。また、23:00 までに後片付けを行い、当日の公園利用を終了すること。

※ イベントによる音響設備利用については、22:00 以降は音量を下げ BGM 程度とする等、周辺地域への配慮を行い、22:30 には利用を終了してください。

※ 天候の急変など不可抗力による不測の事態が生じた場合は、公園管理者と協議してください。

(2) 1回当たりの連続開催可能日数及びひと月当りでの利用制限

同一イベントでの連続した開催日数は、5日間（設営・撤去の日数は含みません。）までとし、同一申請者は原則ひと月に1回までの利用とします。

なお、福岡市が主催・共催するイベント及び中洲 JAZZ、中洲まつり、山笠での利用はこれによりません。

※ 申請者が異なる場合であっても、イベント開催の目的や企画内容等から実質的に同一のイベントと判断した場合は利用制限を超えるものとみなし、許可しない場合があります。

■令和7年度（清流公園工事期間中）の特例について

令和7年度は清流公園南端広場工事に対する周辺地域への配慮として、以下のとおり特別な運用を行います。

- ・ 令和7年度（南端広場工事期間中）に限り、中洲一丁目町内会が行う公園の一部または全部を占有するイベントについては、ひと月に2回まで利用可能とします。
- ・ 利用希望月の2か月前の1日（日付）の時点で利用予約が入っていない日程がある場合、賑わい創出の観点から利用回数の上限を超えた利用を許可する場合があります。なお、希望が重複した場合は、利用回数が少ないイベントを優先します。
- ・ 令和7年4月～9月の間は部分的に橋上広場整備工事が継続するため、当該期間については清流公園南端広場工事に対する周辺地域への配慮として地域利用に限り利用申し込みを受け付けます。なお、一般利用は令和7年10月からの利用開始を予定しています（利用申し込みは令和7年4月1日から受付開始）。
- ・ 橋上広場の工事工程調整に必要なため、令和7年4～9月の地域利用については事前に利用希望を確認し調整を行います。令和7年10月以降の利用については、本手引き5.（3）①に記載の方法で、利用申し込みを行ってください。令和7年10月～令和8年3月までの利用申し込みで地域利用と他の申請者の利用申し込みが重複した場合は地域利用を優先して仮登録を行います。

4. 料金

（1）条例に基づく使用料等

清流公園をイベントで利用する場合は、下記の区分に基づき、公園使用料（イベント行為そのものの許可に係る料金）が必要になります。利用の前日までにお支払いください。

※ 対象イベント：物品販売、飲食の提供、宣伝等を主な内容とする催し又は興行

（例：飲食イベント、企業プロモーションイベント、営利を目的とした展示即売会など）

種別	料金	
公園使用料	・ 土日祝日：34円/㎡・日 ・ 平日：17円/㎡・日 * 令和7年4月に改定	<橋上広場> ・ 全面一括利用のみ（約1,190㎡）
		<南端広場> ・ 令和7年度は利用不可

※ 土日祝日：土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定

※ 設営又は撤去のみを行うために使用する場合の使用料の額は、この表に掲げる額の2分の1とします。

（2）使用料の還付基準

既納の使用料は還付しません。但し、市の都合または台風や自然災害等の不可抗力により利用することができない場合はこれに限りません。

※ 想定されていた収益の補填等は一切行いません。

5. 利用手続き

(1) 手続きの流れ ※各手続の詳細は「(3) 申請手続きの詳細」を参照

項目	時期	手続き	
		申請者	公園管理者
利用予約	○利用申込み <開催希望月の6か月前の1日(日付)から受付開始> ※以下の①、②のパターンによる。		
	①【基本募集】 利用月の6か月前の 1日～7日(日付)の期間 ※この 期間外での申込みは受けません	○利用希望の申し込み ・電子メールにて申し込み	○仮登録 ・申し込まれた利用希望を仮登録
	[利用希望に重複がある場合は抽選] 受付開始月の10日(日付)11時～ ※10日が土日祝の場合、翌営業日	※基本募集期間内での応募以外は、一切、 抽選受付は行いません。	○抽選 ・公園管理者にて抽選を実施 ・当選者へ抽選結果を通知(毎月20日 までに)
②【随時募集】※基本募集期間以降 利用月の6か月前の8日(日付)～ 2か月前の期間 ※①による応募が無い場合	○利用希望の申し込み ・電子メールにて申し込み	○仮登録と仮登録日の通知 ・期間外以後の利用申請は「先着順」で 受付し、仮登録後に仮登録日を通知	
許可申請	仮登録～利用開始2か月前まで	○事前打合せ ・企画書を提出し、公園管理者と事前打 合せ	○企画審査 ・利用条件、料金等の説明 ・企画書の確認及び可否通知
	利用開始2か月前～ 利用開始2週間前まで	○許可申請(本申請) 〔提出書類〕 ・公園内行為許可申請書 ・公園内占用許可申請書 ・その他必要資料	○許可申請受理 ・公園使用料確定 ・納付通知書発行 ★【特例】令和7年度に限り、利用月の2 か月前時点で日程に空きがある場合、ひと 月の利用上限を超える利用を追加で受付
	納付通知書発行～設営前日まで	○公園使用料納付	○許可書発行(納付確認後)
実施	設営	○設営 ・資材搬入 ・イベント周知看板の設置 ・設営完了後、完了報告(写真)	○設営内容の確認 ・申請内容と異なる場合、是正・指導(中 止要請含む)
	イベント開催	○イベント開催 ・イベントの指揮監督、会場整理 ・会場、トイレ等の定期的な清掃 ・苦情対応、終了後のゴミ回収 ・イベント終了報告(写真)	○開催状況の確認 ・必要に応じてイベント事業者へ連絡 ・申請内容と異なる場合、是正・指導(中 止要請含む)
	撤去	○撤去 ・持ち込んだ資材等の撤去 ・清掃、ゴミ回収、原状回復 ・撤去完了後、完了報告(写真)	○撤去状況の確認 ・必要に応じて是正・指導
終了後	イベント終了後、一か月以内	○完了報告書の提出	

(2) 問い合わせ先窓口

清流公園の利用を希望する場合、以下へ問い合わせください。

【問い合わせ先】 ※公園管理者
福岡市博多区役所 管理調整課 公園係
[住 所] 福岡市博多区博多駅前2丁目8-1 (8階)
[電 話] 092-419-1063
[F A X] 092-441-5603
[e-mail] kanri.HAWO@city.fukuoka.lg.jp

(3) 申請手続きの詳細

① 利用申込み

イベント開催希望月の6か月前の1日(日付)から利用予約の受付を開始します。申請方法は電子メールのみとし、電子メール以外の方法での申込みは受けません。

※ 利用希望日に福岡市が主催・共催するイベント及び中洲 JAZZ、中洲まつり、山笠での利用予定がある場合は当該利用を最優先します。

② 【基本募集】

受付開始月の1日から7日の期間に公園管理者へ申し込みを行ってください(例:10月利用希望の場合、4/1~4/7に応募してください)。なお、利用希望日が重複した場合、毎月10日(10日が土日祝の場合、翌営業日)の11時より博多区役所で抽選を行います。

毎月7日までに受け付けた申請を基に利用予約の仮登録を行い、毎月20日までに申請者へ通知します。抽選後に空き日程がある場合は、落選者へ連絡し空き日程での利用希望を確認します。当選者への通知及び落選者との調整後に空き日程がある場合は、③【随時募集】として先着順にて受付を行います。

※ 利用予約の仮登録後であっても、事前打合せの結果により仮登録を取り消す場合があります。その場合、次点の申請者がいた場合は繰り上げを行う場合があります。

③ 【随時募集】 ※ただし、②による手続きを優先するため、空きがない場合があります。

受付開始月の8日以降(例:10月利用希望の場合、4/8以降)の期間に、申し込まれた場合、基本募集を優先して受付をした後に、残りの空き日程について先着順で受付します。申請方法は電子メールのみとし、電子メール以外の方法での申込みは受けません。

■利用申込みのメールへ記載する内容

1. 利用希望日(第一希望日、第二希望日) ※設営・撤去も含む
2. 利用時間帯
3. 申請者
4. 連絡先
5. 備考(本市の主催・共催など特記事項があれば記載)

■令和7年度（清流公園工事期間中）の特例について

令和7年度は清流公園南端広場工事に対する周辺地域への配慮として、以下のとおり特別な運用を行います。

- ・ 令和7年度（南端広場工事期間中）に限り、中洲一丁目町内会が行う公園の一部または全部を占有するイベントについては、ひと月に2回まで利用可能とします。
- ・ 利用希望月の2か月前の1日（日付）の時点で利用予約が入っていない日程がある場合、賑わい創出の観点から利用回数の上限を超えた利用を許可する場合があります。なお、希望が重複した場合は、利用回数が少ないイベントを優先します。
- ・ 令和7年4月～9月の間は部分的に橋上広場整備工事が継続するため、当該期間については清流公園南端広場工事に対する周辺地域への配慮として地域利用に限り利用申し込みを受け付けます。なお、一般イベントは令和7年10月からの利用開始を予定しています（利用申し込みは令和7年4月1日から受付開始）。
- ・ 橋上広場の工事工程調整に必要なため、令和7年4～9月の利用希望を事前に確認し調整を行います。令和7年10月以降の利用については、本手引き5.（3）①に記載の方法で、利用申し込みを行ってください。令和7年10月～令和8年3月までの利用申し込みで地域利用と他の申請者の利用申し込みが重複した場合は地域利用を優先して仮登録を行います。

② 事前打合せ

仮登録後、申請者はイベントの目的や運営体制（責任者、安全対策等）などのイベント企画内容について公園管理者と打ち合わせを行っていただきます。公園利用の可否については、企画審査後に判断をさせていただきます。イベントの企画内容が認められた場合、利用日時を確定します。

また、南端広場でイベントを行う場合、公園管理者と打ち合わせを行った後、地域へ企画内容等の説明を行い、説明を受けた旨の確認を行ってください。

■事前打合せの際に提出する書類（仮登録日決定後）

以下の事項を記載した「企画書」を提出してください。

1. 目的、期間、実施内容、実施主体（運営組織がわかる資料）、収支計画等
2. 会場レイアウト図、利用面積（または占有面積）がわかる資料（求積図、求積表等）
3. 設備計画（仮設トイレ、ゴミ箱、消火設備、給排水設備、電気設備等）
4. 警備計画（夜間警備、イベント中の誘導員配置等）
5. 出展内容がわかる資料（出店者の一覧、乗入れ車両一覧、出店者募集要領等）
6. 広報計画（チラシ、ホームページ、テレビCM、SNS等）
7. イベント当日のタイムスケジュール（設営、開催期間中、撤去を含む全日程）
8. その他公園管理者が求めるもの（安全対策、緊急連絡先等）

③ 許可申請

公園管理者への申請手続き（本申請）は、利用日時確定後、利用開始日の2ヶ月前（設営日含む）から2週間前までに行ってください。

■提出書類（許可申請時）

1. 公園内行為許可申請書
2. 公園占用許可申請書
3. 公園使用料等減免申請書（※減免又は免除される場合のみ）
4. 従事者名簿及び食品衛生法上の営業許可番号
5. 進入車両のリスト（資材の搬入出や出展等）
6. 地方公共団体等による後援を証する公文書（※必要な場合のみ）
7. 保健福祉センターや消防署への届出の写し（※届出が必要な場合のみ 9P参照）
8. その他必要資料

④ 設営（設営完了報告）

申請者は、許可内容に基づいた設営を行っているか公園管理者の確認を受ける必要があります。設営完了後、会場レイアウトや配置設備等の設営状況が分かる写真などを公園管理者へ電子メールにて送付してください。

⑤ イベント開催（イベント終了報告）

当日のイベント終了を確認するため、イベントが終了している状況がわかる写真を23:00までに公園管理者へ電子メール（問合せ先窓口）にて送付してください。（イベント開催時刻は22:30までです。）

また、イベント開催中にトラブル（騒音、迷惑行為等）や苦情等があった場合は、都度電子メール（問合せ先窓口）にて公園管理者へ報告してください。なお、事件・事故等の緊急対応が必要な場合は、速やかに公園管理者へ連絡してください。

⑥ 撤去（完了報告）

全てのイベント終了後は撤去状況を確認するため、清掃・撤去完了後、原状回復した状況がわかる写真を公園管理者へ電子メール（問合せ先窓口）にて送付してください。

※イベント終了当日に撤去を行う場合は、23:00までに送付してください。

また、今後のイベント利用環境の向上を目的として、以下の項目を1ヵ月以内に電子メール（問合せ先窓口）にてご報告願います。

■完了報告の際に提出する書類（イベント終了後）

1. イベント実施内容
2. イベント実施時の写真（全景、当日の状況のメイン部分を主に数点ほど）
3. 清掃・撤去完了後の写真（全景、メイン部分等現況復旧が分かるもの）
4. 来場者数、苦情（件数、内容）
5. 事故報告書（警察や消防に関する事故を起こした場合）
6. 収支決算書
7. 公園管理者への要望等
8. その他公園管理者が求めるもの

6. その他必要な手続き

内容、手続き	関係法令	所管部署・協議先
<p>【食品を提供する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飲食物を調理、販売する場合は、<u>原則として一週間前までに「臨時営業」等の営業許可・営業届出を行うこと</u> ・「出店するテントのサイズ等により、提供品目に制限がかかる恐れがあるため、申請者は出店者及び店舗配置図等を持参の上、事前相談を行うこと 	食品衛生法	博多区保健福祉センター 衛生課 TEL：092-419-1126
<p>【火気器具等を使う場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多数の者の集合する催しに際して、対象火気器具等を使用する場合は消火器を準備し、<u>露店等を開設する場合は、消防署へ届け出が必要</u> <p>【観覧用補助イスを設置する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ステージイベント等に際して、観客席として多数の補助イス等を設置する場合は、消防署へ届け出が必要 	消防法 福岡市火災予防条例 福岡市火災予防規程	消防局予防部予防課 TEL：092-725-6611
<p>【交通混雑が予想される場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イベント期間中の円滑な交通の確保や事故防止の観点から、<u>必要に応じて交通管理者と協議し対策が必要</u> <p>※橋上広場でイベントを開催する場合、必要に応じて博多警察署と中央警察署との協議が必要です。</p>	道路交通法	博多警察署交通規制係 TEL：092-412-0110 中央警察署交通規制係 TEL：092-734-0110
<p>【仮設工作物等を設置する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮設工作物の構造や規模等によっては、<u>建築確認の届け出が必要となる場合がある</u> 	建築基準法	住宅都市局建築審査課 TEL：092-711-4774

※ 著しく河川に影響を与える場合、別途、福岡県土整備事務所の確認が必要です。

※ 内容によっては、上記以外にも手続きが必要な場合がありますので、申請者にてご確認ください。

7. 利用条件

(1) イベントの目的・内容

福岡市では、那珂川沿いの清流公園を含むエリアで、川を活かした憩い楽しめる空間の創出や回遊性向上を図るため、川に向かって開かれたまちづくり、水辺を活かしたまちづくり「リバーフロント NEXT」を推進しています。

また、清流公園は、天神と博多の間に位置し、都心における貴重なオープンスペースであり、市民や来街者の憩いの場として、また、一日中楽しめる賑わいの場としての利活用を考慮しており、当公園で実施するイベントは、以下の項目のいずれかに該当することを条件とします。

- リバーフロント NEXT の推進に資するもの
- 花や緑、水辺等の公園的要素を活かし、市民の憩いや緑化啓発、レクリエーションや健康増進等に資するもの
- 地域活性化や市民の文化活動の啓発等に資するもの

(2) レイアウト

- ① 「リバーフロント NEXT」の推進に資する、水辺を活かしたイベントにする為に、橋上広場でイベントを行う場合には、視線を遮ることなく周囲に開かれたレイアウトにしてください。
- ② 橋上広場でイベントを行う場合には、平助筆復古堂ビルの出入口（2P 利用可能エリア参照）に配慮したレイアウトにしてください。

(3) 運営体制

① 申請者責任の明確化

申請者はイベントの全体を掌握し、責任ある運営体制をとってください。

次の全てについて責任ある対応ができる責任者を配置しなければなりません。必要に応じ副責任者の配置等、複数名による現場管理を行っても構いません。

- ・利用申込みからイベント後の片付け完了まで、イベントの全体を掌握すること
- ・利用当日、現場に常駐すること
- ・運営担当者、出店者、イベント参加者の指揮監督を行うこと（あらかじめ利用条件等の遵守事項の周知徹底を図ること）
- ・責任者から、各運営担当者、出店者等への指揮命令系統が整理されていること
- ・公園管理者から常に連絡を取ることができること
- ・周辺地域やイベント参加者からの苦情に適切に応じること

② 安全管理・事故防止

イ 事故防止対策

- ・設営から片付け完了までの全行程で、適切に安全対策を講じなければなりません。
- ・資材搬入等で車両が進入する際は、監督員の配置など事故防止策を講じなければなりません。
- ・夜間、公園内に資材を置く場合は、警備要員を配置しなければなりません。
- ・火気器具等（液体・固体・気体燃料を使用する器具、電気を熱源とする器具、火消し

つぼ等)を使用するイベントは、福岡市火災予防条例により消火器の準備及び届出が義務付けられておりますので、消防局予防部予防課に連絡し、必要な対策を講じなければなりません。

- ・遊具を設置・使用するイベントについては、適切かつ確実に安全点検を実施するとともに、変状及び異常を発見した場合は速やかに適切な措置を図るなど、安全に利用できる環境を確保してください。
- ・ステージやブース等の設置に際しては、参加人数に応じて必要な通路や空間を確保し、安全に利用できる環境を確保してください。

□ 強風対策

- ・イベント運営時は、気象庁から発表される気象情報を常時確認してください。
- ・開催期間中は、会場から見える位置で適切に計測できる場所に風速計を取り付けてください。
- ・テント等を使用する場合は、テント柱すべてに重りを確実に固定し、設置物の飛散を防止するための対策を行ってください。
- ・強風対策として、テント各柱に対し 60 Kg 以上の重り（例：柱 6 本のテントの場合、柱 6 本×各 60 Kg で、テント全体で 360 Kg）を設置してください。
ただし、上記対応は安全を保障するものではありませんので、現地状況を確認し、申請者において更なる強風対策をお願いします。
- ・収納袋から取り出して広げるポップアップテントやワンタッチテントといった簡易な自立式テントは、天幕が大きく軽量であり突風に対する安全性が確保できず、事故を起こす可能性があるため、使用は一切認めません。
- ・注意報が発令された場合、常にイベントが中断できるよう備えてください。
- ・「暴風警報」が発令された場合は、申請者が自主的にイベントを中断してください。
なお、暴風警報が解除されるまでイベント中断を継続し、安全確保に努めてください。
設置物の飛散を防止するための対策（テント足を曲げ、低くする、天幕を外す、解体など）を行い、公園利用者及び周辺の安全を確保してください。
なお、公園管理者より「イベントの中断」を指示した場合、要請期間については日数分の使用料等の還付の対象とします。

ハ 事故発生時の対応

- ・事故発生時は速やかに公園管理者に報告するとともに、警察や消防等関係機関への通報やイベントの中止など、適切に対応しなければなりません。

ニ 事故発生時の責任体制の確保

- ・イベントの開催を原因として発生した事故等への対応策として、イベント保険へ加入するなど、申請者側で責任を取れる体制をとってください。

ホ イベントの中止の指示

- ・事前に台風等や自然災害等により安全面が確保できない恐れがあると判断される時、公園管理者はイベントの中止（イベント開催中も含む）を指示します。

公園管理者から指示を受けた際は、指示に従ってください。

- ※ 台風等気候変動による中止指示の判断後、想定気候変動等が生じないことによるクレーム等はお受けできません。
- ※ 公園管理者がイベント中止の指示をした場合、スケジュールの空き具合によっては開催日を後日にずらすことができます。
- ※ 本指示により中止した場合、使用料は還付しますが、中止に伴う営業補償、損害賠償等にも一切応じることはありません。

③ 一般来園者や周辺地域とのトラブル防止

イ 公園の一般来園者や周辺地域に迷惑をかけることがないようにしてください。必要に応じて、看板等による事前告知や周辺地域への事前説明を行ってください。

□ 勧誘行為、募金や署名の働きかけ等の行為は、許可された区間以外で行うことはできません。

ハ ステージやブース等は、一般来園者の通行の妨げにならないよう動線を確保したうえで配置してください。

ニ 公園周辺には店舗や事務所、住宅が多数ありますので、大音量を伴うイベントは控えるとともに、ステージやブース等は、周辺地域に騒音等の迷惑がかからないよう配置した上で、リハーサル時、イベント当日ともに、下記条例を目安に運営してください。他施設等より苦情等が出た場合は、止むを得ず中止等の対応をしていただく場合がございます。

【福岡県騒音防止条例】音響機器の音量基準（商業地域）

区分	音源の周辺の建物境界線
6:00～8:00	65dB
8:00～19:00	70dB
19:00～23:00	65dB

(4) 施設利用

① 仮設トイレ・ゴミ箱の設置及び清掃

イ 主に飲食物を提供するイベントで従事者及び集客人数が概ね1日当たり1,000名以上となる場合は、仮設トイレを設置してください。

□ 飲食物等の提供がありゴミの発生が予測される場合は、ゴミ箱を設置し、ゴミの回収処分を行ってください。また、購入者に対するゴミ捨ての指導をしっかりと行ってください。

ハ 申請者は、イベント開催期間中、トイレの定期清掃や会場及び会場周辺の清掃を必ず実施してください。

ニ イベント終了後は清掃を行い、ゴミ類は全て持ち帰らなければなりません。出店者が放置した生ゴミや汚水、イベント参加者が放置したゴミ等についても、申請者が責任を持って片付けなければなりません。なお、清掃が十分でないと公園管理者が判断した場合は、以降の利用を認めないとともに、その清掃にかかる費用の負担を求めることがあります。なお、その方法等は公園管理者と協議してください。

② 飲食物の提供に伴う対応

イ 調理を行う場合は、ブルーシートやマットを敷くなど、汚れ防止策を講じてください。

ロ 食品を提供する場合は、食品衛生法等に基づく営業許可や届出が必要な場合があるので、博多区保健福祉センター衛生課にお問い合わせください。

ハ 酒類を提供する場合は、未成年者及び自動車のドライバーに提供しないことを明示しなければなりません。

ニ イベント会場外への飲食物の持ち出しは禁止されています。申請者において、テナント事業者へ指導を行うとともに、来場者への周知も徹底してください。当該公園内の屋台についても屋台外での飲食を禁じていることから、清流公園で行うイベントにおいても持ち出し禁止のルール徹底にご協力ください。

③ 車両の乗入れ・駐車及び駐輪

イ 公園内への車両の乗入れや駐車は、「資材の搬入出や出展等に必要なものに限り」許可します。※乗用車の乗り入れは原則禁止です。

ロ 資材の搬入後は速やかに退出してください。また、関係者の送迎等のための車両の乗入れや駐車は禁止します。

ハ 進入口、退出口には警備員を配置するなど、一般車両の入場がないよう監視し、安全誘導を行ってください。

ニ イベント実施の1週間前までには「進入車両のリスト」を提出してください。車両が公園内に進入する際は、フロントガラスなど、見えやすいところに「イベント申請者が準備する通行証」を掲示してください。

ホ 公園内に進入した車両は、子供の飛び出しなど周囲の状況に注意してください。ハザードランプを点滅し、最徐行(10 km以下)で決められた場所のみを走行しなければなりません。クラクションやアイドリングは禁止です。

ヘ 清流公園橋上広場に進入する車両は車両の総重量 8 t 以内を原則とし、管理者より指示された進入経路で通行してください。ただし、これによりがたい場合は、公園管理者と協議してください。

ト 公園内には駐車場、駐輪場がありません。地下鉄やバスなど公共交通機関の利用を促進する策を講じてください。なお、テナントの従業員、来場者の駐輪についても禁止します。

④ 利用後の原状回復義務

イベント利用に際しては、事前及び終了後に公園管理者が利用範囲の状況を確認します。イベント終了後に損傷等が認められた場合は原状に回復していただきます。

イ 原状回復を求める場合

- ・ イベントに起因した公園の園路、広場、樹木、構造物、設備、貸出備品などの損傷や紛失又は汚れ（以下「損傷等」という。）が発生したとき。

【損傷等の例】

- ・ 搬入車両による樹木の損傷、園路の不陸や破損、グレーチングの破損
- ・ 照明灯や柵との接触による破損、バリカーの鍵の紛失、路面の汚れなど

ロ 公園の損傷時の対応

- ・ イベント終了後、損傷等がないか公園管理者の確認を受けてください。
- ・ 損傷等が発生したときは、速やかに公園管理者に連絡してください。
- ・ 損傷の原状回復は、申請者の責任において公園の管理運営に支障のないように速やかに行ってください。なお、その方法等は公園管理者と協議してください。

(5) その他

① 行為の制限

イベントに伴う行為についても制限させていただく場合がありますので、予定行為については公園管理者に事前協議のうえ、指示を受けてください。

また、制限行為を実施する場合には、許可を受けた範囲内で行う必要があります。

(例) 協賛企業の宣伝行為

協賛企業の商品やサービスの展示、サンプル配布等のためのブースの配置は、イベント本体よりも目立たない規模・配置でなければなりません。

② 権利の制限（利用権の譲渡・転貸の禁止など）

申請者は、公園管理者による許可の全部又は一部を第三者に譲渡・転貸してはなりません。

③ 免責

天災地変などの不可抗力によってイベントを実施できなくなった場合の損害について、公園管理者はその責任を負いません。

他の利用者や団体の不適切な利用によってイベント開催に支障が生じたり、開催できなくなった場合の損害について、公園管理者はその責任を負いません。

8. 許可の取消し、違反行為に対する処置

(1) 許可の取消し

申請者（出店者等を含む）が、下記の各号のいずれかに該当する行為を行った場合、市公園条例22条（都市公園法第27条）に基づき、公園内行為許可等の取り消し等を命じます。

(1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分^{*}に違反している者

※処分とは、法5条(公園管理者以外の公園施設の設置等)、6条(都市公園の占用の許可)、12条(物品の販売や競技場等の独占利用)による許可を指す。

(2) この条例の規定による許可に附した条件に違反している者

(3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者

なお、この処分により発生した損害等については、公園管理者はその責任を負いません。

(2) 違反行為に対する処置

申請者（出店者等を含む）が、本手引きに反する悪質な行為を行い、その内容を公園管理者が現認、または写真等により確認し、その行為が「悪質」なもの、「故意」によるもの、「再三の注意を受けたにもかかわらず公園管理者の指示に従わない」ものと判断した場合、下表のとおり処置を行い利用の制限を命じます。

【主な違反行為の例】

- ・申請者が他のイベント業者等に運営のほとんどを委ね、申請者が全体を掌握できていない
- ・利用時間を超過した
- ・強風対策等公園利用者や周辺歩行者等への安全対策等を怠った
- ・雑排水の不正処理や区域外への飲食の持ち出しなど条例等の規定を遵守しない
- ・保健所による食品衛生法上の指導を受けた
- ・その他、本手引きの記載事項を守らず、公園管理者による是正指示や指導を受けたにもかかわらず従わない

◇処置の判断基準および内容

処置	判断基準	内容
注 意	・違反行為が確認された場合	・注意後、3ヶ月の間、清流公園のイベント利用は出来ません。
警 告	・前回注意を受けてから1年以内の間に再度、違反行為が確認された場合	・警告後、6ヶ月の間、清流公園のイベント利用は出来ません。
利 用 不許可	・警告を受けてから1年以内の間に再度、違反行為が確認された場合 ・許可の取消しを受けた場合	・今後の利用を認めません。

※なお、これらの処置により発生した申請者における損害等については、公園管理者はその責任を負いません。

(参考資料) 関係法令

・都市公園法（抜粋）

（公園管理者以外の者の公園施設の設置等）

第5条 第2条の3の規定により都市公園を管理する者（以下「公園管理者」という。）以外の者は、都市公園に公園施設を設け、又は公園施設を管理しようとするときは、条例（国の設置に係る都市公園にあつては、国土交通省令）で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

（都市公園の占用の許可）

第6条 都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占用しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、占用の目的、占用の期間、占用の場所、工作物その他の物件又は施設の構造その他条例（国の設置に係る都市公園にあつては、国土交通省令）で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出しなければならない。

3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。ただし、その変更が、条例（国の設置に係る都市公園にあつては、政令）で定める軽易なものであるときは、この限りでない。

4 第1項の規定による都市公園の占用の期間は、10年をこえない範囲内において政令で定める期間をこえることができない。これを更新するときの期間についても、同様とする。

第7条 公園管理者は、前条第1項又は第3項の許可の申請に係る工作物その他の物件又は施設が次の各号に掲げるものに該当し、都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認められるものであつて、政令で定める技術的基準に適合する場合に限り、前条第1項又は第3項の許可を与えることができる。

(1)～(5) (略)

(6) 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物

(7) 前各号に掲げるもののほか、政令で定める工作物その他の物件又は施設

（許可の条件）

第8条 公園管理者は、第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の許可に都市公園の管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。

（原状回復）

第10条 第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、公園施設を設け、若しくは管理する期間若しくは都市公園の占用の期間が満了したとき、又は公園施設の設置若しくは管理若しくは都市公園の占用を廃止したときは、ただちに都市公園を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適当な場合においては、この限りでない。

2 公園管理者は、第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者に対して、前項の規定による原状の回復又は原状に回復することが不適当な場合の措置について必要な指示をすることができる。

（公園予定区域等）

第33条 地方公共団体は、必要があると認めるときは、都市公園を設置すべき区域を定めることができる。

(2)～(3) (略)

4 第一項又は第二項の規定により都市公園を設置すべき区域が決定され、その旨が公告された後当該区域に都市公園が設置されるまでの間においても、当該都市公園を設置しようとする地方公共団体又は国が当該区域に

ついでに土地に関する権原を取得した後においては、第二条の三、第四条、第五条、第六条から第十二条まで、第十三条、第十四条、第十九条、第二十五条から第二十八条まで及び前条の規定は、当該区域（以下「公園予定区域」という。）又は当該公園予定区域内に設けられる施設で公園施設となるべきもの（以下「予定公園施設」という。）について準用する。

第38条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

(1) 第5条第1項（第33条第4項において準用する場合を含む。）の規定に違反して公園施設（予定公園施設を含む。）

を設け、又は管理した者

(2) 第6条第1項又は第3項（第33条第4項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に違反して都市公園（公園予定区域を含む。）を占用した者

・都市公園法施行令（抜粋）

（占用物件の外観、構造等）

第15条 占用物件の外観及び配置は、できる限り都市公園の風致及び美観その他都市公園としての機能を害しないものとしなければならない。

2 地上に設ける占用物件の構造は、倒壊、落下等を防止する措置を講ずる等公園施設の保全又は公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないものとしなければならない。

3 地下に設ける占用物件の構造は、堅固で耐久力を有するとともに、公園施設の保全、他の占用物件の構造又は公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないものとしなければならない。

・福岡市公園条例（抜粋）

（行為の制限）

第4条 公園において、次の各号に掲げる行為（第3号に掲げる行為にあつては、規則で定める公園で行うものに限る。）をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。

(2) 業として写真又は映画を撮影すること。

(3) 物品販売、飲食の提供、宣伝等を主な内容とする催し又は興行のために公園の全部又は一部を独占して利用すること。

(4) 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために公園の全部又は一部を独占して利用すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める行為をすること。

2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、場所又は公園施設、期間、行為の内容その他規則で定める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出してその許可を受けなければならない。

4 市長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、同項又は前項の許可を与えることができる。ただし、次の各号の一に該当する者には第1項又は前項の許可をすることができない。

(1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品又は動物の類を携帯する者

(2) 公益を害するおそれがあると認める者

(3) 前2号に掲げるもののほか、管理上支障があると認める者

5 市長は、第1項又は第3項の許可に公園の管理上必要な範囲内で条件を附することができる。

6 公園をその用途以外に使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

7 第2項、第4項及び第5項の規定は、前項の許可について準用する。

(行為の禁止)

第5条 公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 公園を損傷し、又は汚損すること。

(2) 指定された場所以外の場所にごみその他の汚物を捨てること。

(3) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること(花畑園芸公園の果実採取園又はかなたけの里公園の分区園で市長の承認を受けて果実又は農作物の採取を行う場合及びかなたけの里公園で市が実施する事業において果実又は農作物の採取を行う場合を除く。)

(4) 土地の形質を変更すること。

(5) 鳥獣魚類を捕獲し、又は殺傷すること。

(6) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること(法第6条第1項の許可を受けて行う場合及び第8条の承認を受けた者が電光掲示盤又は大型映像装置の利用に際して一時的に広告を表示する場合並びに市長が特に認める場合を除く。)

(7) 立入禁止区域に立ち入ること。

(8) 指定された場所以外の場所へ車両(自転車を除く。)を乗り入れ、又は駐車すること。

(9) たき火をし、又は火気を持ち遊びその他危険な遊ぎをすること。

(10) 風致を害すること。

(利用の制限)

第6条 市長は、公園の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認める場合又は公園に関する工事のためやむを得ないと認める場合においては、公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

(公園使用料)

第6条の2 第4条第1項又は第6項の許可を受けた者は、別表第1に定める額の使用料を納付しなければならない。

(占用許可申請書の記載事項)

第16条 法第6条第2項の条例で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 申請者の住所、氏名及び職業

(2) 工作物その他の物件又は施設(以下「工作物等」という。)の種類及び数量

(3) 工作物等の管理組織

(4) 工作物等の設置工事の計画

(5) 公園の復旧方法

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が指示する事項

(占用料)

第18条 法第6条第1項の許可(第4条第1項第3号に掲げる行為に伴う占用に係るものを除く。)を受けた者からは、別表第4に定める金額の範囲内において規則で定める額の占用料を徴収する。

(権利の譲渡禁止等)

第19条 公園施設の設置若しくは管理の許可、公園の占用の許可又は有料公園若しくは有料公園施設の利用の承認を受けた者は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸することができない。

(使用料等の不還付)

第20条 既納の使用料、手数料及び占用料は、還付しない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、その一部又は全部を還付することがある。

(使用料等の減免)

第21条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料、手数料又は占用料を減免することができる。

(監督処分)

第22条 市長は、次の各号の一に該当する者に対しては、この条例の規定によつてした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは公園からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例の規定に基く処分に違反している者
- (2) この条例の規定による許可に附した条件に違反している者
- (3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者

2 市長は、次の各号の一に該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- (1) 公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
- (2) 公園の保全又は公衆の公園の利用に著しい支障が生じた場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、公園の管理上の理由以外の理由に基く公益上やむを得ない必要が生じた場合

第25条 次の各号の一に該当する者に対しては、5万円以下の過料を科する。

- (1) 第4条第1項又は第3項の規定に違反して同条第1項各号に掲げる行為をした者
- (2) 第4条第6項の規定に違反して公園をその用途以外に使用した者
- (3) 第5条の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者
- (4) 第22条第1項又は第2項の規定による市長の命令に違反した者

第26条 詐欺その他不正の行為により使用料又は占用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは5万円)以下の過料を科する。

第27条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するのほか、その法人又は人に対して各本条の過料を科する。

別表第4 (公園占用料) (抜粋)

	種目	単位	期間	占用料
競技会、集会、展示会、 博覧会その他これらに 類する催しのため設け られる仮設工作物	看板、幕その他これらに類するもの	表示面積1平方メートル	1日	4,290円
	広告塔、アーチその他これらに類するもの	1点	1日	21,500円
	その他のもの	1平方メートル	1月	550円

・福岡市公園条例施行規則 (抜粋)

(規則で定める公園の範囲等)

第1条の2 条例第4条第1項の規則で定める公園及び条例別表第1の3物品販売、飲食の提供、宣伝等を主な内容とする催し又は興行を行うものの項の規則で定める額は、別表第1のとおりとする。

(行為の制限)

第2条 条例第4条第1項第5号の規則で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 撮影会、映写会、スケッチ会、野外音楽会

(2) 営利を目的としない奨励的物産の即売会

(行為許可申請書等の様式)

第3条 条例第4条第2項及び第3項の申請書並びに同条第4項の許可を与えるに当たって交付する許可書の様式は、様式第1号による。

(占有許可申請書等の様式)

第10条 条例第16条の申請書及び許可を与えるに当たって交付する許可書の様式は、様式第5号による。

(占用料)

第12条 条例第18条の占用料の額は、別表第7のとおりとする。ただし、同表により難しいときは、そのつど市長が定める。

(使用料等の算定方法)

第13条 条例第6条の2及び第14条の使用料並びに第18条の占用料(以下「使用料等」と総称する。)は、次の各号に定めるところにより算定する。

- (1) 使用料又は占用料が月額で定められているものについて利用又は占用の期間に1月未満の端数があるときは、1月とする。ただし、利用又は占用の期間が15日以内のときは、1月当りの使用料又は占用料の額の2分の1とする。
- (2) 使用料又は占用料が年額で定められているものについて利用又は占有期間に1年未満の端数があるときは、前号本文を用いて計算した月数に応じて月割により算定する。
- (3) 利用又は占用の面積は1平方メートル未満の端数があるときは1平方メートルに、利用又は占用の長さには1メートル未満の端数があるときは1メートルにそれぞれ切り上げる。
- (4) 使用料又は占用料の総額が100円に満たないときは、100円とする。

(使用料等の徴収方法)

第14条 使用料等は、許可の際に徴収する。

2 前項の規定にかかわらず、利用又は占用の期間が1年以上で翌年度以降にわたる場合においては、初年度分の使用料等は、前項の規定により徴収し、次年度以降の分の使用料等は、毎年度当該年度分を4月30日までに徴収するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めた場合は、納期限を指定して徴収することができる。

(使用料等の還付基準)

第14条の3 条例第20条ただし書の規定による還付の基準及び範囲は、次のとおりとする。

- (1) 天候その他不可抗力により利用することができない場合は、当該事由により利用することができなくなった期間に係る使用料又は占用料
- (2) 公益上の必要又は市の都合により許可若しくは承認を取り消し、その効力を停止し、又は行為の中止等を命じた場合は、当該取消し、停止、命令等により利用することができなくなった期間に係る使用料又は占用料
- (3) 利用の日の7日前までに様式第6号による許可又は承認に係る施設利用取り止め届を提出したとき又は公共施設案内・予約システムにより利用の取り止めに申し出たときは、使用料又は占用料の全額
- (4) 前3号に定めるもののほか市長が特別の理由があると認めたときは、市長が必要と認める額

2 使用料、手数料又は占用料の還付を受けようとする者は、様式第7号による使用料等還付申請書を市長に提出しなければならない。ただし、公共施設案内・予約システムにより有料公園施設の利用の承認を受けた者が、前項第1号から第3号までの規定に該当することにより使用料の還付を受けようとする場合については、この限りでない。

別表第1（物品販売，飲食の提供，宣伝等を主とする催し又は興行を行うものに係る公園使用料）

公園名	単位	期間	使用料
舞鶴公園（三ノ丸広場）	1平方メートル	1日	25円
舞鶴公園（三ノ丸広場を除く）	1平方メートル	1日	19円
冷泉公園	1平方メートル	1日	26円
清流公園	1平方メートル	1日	34円
警固公園	1平方メートル	1日	166円
水上公園	1平方メートル	1日	200円
須崎公園	1平方メートル	1日	24円
百道1号緑道	1平方メートル	1日	27円

備考

- 1 土曜日，日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日以外の日に使用する場合の使用料の額は，この表に掲げる額の2分の1とする。
- 2 設営又は撤去のみを行うために使用する場合の使用料の額は，この表に掲げる額の2分の1とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず，土曜日，日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日以外の日に設営又は撤去のみを行うために使用する場合の使用料の額は，この表に掲げる額の4分の1とする。

別表第7（公園占用料）（抜粋）

種目	単位	期間	占用料
競技会，集会，展示会， 博覧会その他これらに 類する催しのため設け られる仮設工作物	看板，幕その他これらに類するもの	表示面積1平方メートル	1日 4,290円
	広告塔，アーチその他これらに類するもの	1点	1日 21,500円
	その他のもの	1平方メートル	1月 550円